

◇美郷町国土強靱化地域計画の概要◇

第1章 基本的な考え方・・策定の趣旨及び位置付

第2章 地域強靱化の目標

1 策定の趣旨及び位置付け

- 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」の閣議決定
- 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定
- 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、美郷町の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる

2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』

STEP1～5に基づき策定

STEP1 (第2章)
地域強靱化の目標

STEP2 (第3章)
起きてはならない最悪の事態

STEP3 (第4章)
脆弱性評価・課題の検討

STEP4 (第5章)
推進方針と目標

STEP5 (第6章)
重点施策

○ 基本目標

いかなる事態が発生しても、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- (4) 迅速な復旧復興がなされること
- (5) 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資すること

○ 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野に立つ
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、自助・共助・公助の適切な組み合わせを図る
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理に資する。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、高齢者等へ配慮した施策を講じる

第3章 起きてはならない最悪の事態

第4章 脆弱性の評価・課題の検討

想定するリスク・・7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、27の「起きてはならない最悪の事態」を具体的に想定

脆弱性・・起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性を評価

◆災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすために事前に取り組むべき必要な施策

第5章 推進方針 と目標

起きてはならない事態に対処するための、目標とする7つのリスクに対する到達目標「業績評価指標」を設定

- 最悪の事態ごとの推進方針
- 目標とすべき業績評価指標（目標値）を設定
- 国等との関係事業を検討

第6章 重点施策

最悪の事態を回避する目標を達成するため、「影響の大きさ」「緊急度」を重要な視点に位置付け選定しました。

- 重点施策（27項目）を選定
- 推進するために取り組む事業
- 推進するために活用する事業

計画期間
令和3年度
～
令和7年度

大規模自然災害が原因となる27の「起きてはならない最悪の事態」

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られること	1-(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-(2) 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-(3) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
	1-(4) 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-(4) 避難所等の不足
	2-(5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-(6) 被災地における感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害直後から必要不可欠な行政機能が確保できること	3-(1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること。	4-(1) 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-(2) 電気、石油等の供給機能の停止
	4-(3) 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-(4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-(5) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-(6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-(1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停止
	5-(2) 重要な産業施設の損傷、火災、爆発等
	5-(3) 農業の停滞
6. 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-(1) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-(2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	7-(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価(最悪の事態を回避するための施策の分析・評価)

推進方針及び目標、重点施策の設定

1-(1)	①住宅の耐震化 ②公共特定建築物の耐震化 ③学校施設等の長寿命化 ④社会福祉施設の耐震化 ⑤道路等の基盤整備 ⑥建築付属物の耐震化 ⑦空き家対策 ⑧防火対策の充実 ⑨史跡等の耐震化
1-(2)	①河川改修等の治水対策 ②河川関連施設の老朽化対策 ③洪水ハザードマップの作成 ④避難勧告等の判断基準等の策定
1-(3)	①土砂災害対策施設の整備 ②土砂災害対策施設の老朽化対策 ③土砂災害ハザードマップの作成 ④避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害)
1-(4)	①道路除雪等による冬季の交通確保 ②安全対策の普及啓発 ③克雪化住宅の普及促進
1-(5)	①関係行政機関等との情報共有体制の確立 ②③情報伝達体制の強化 ④情報伝達手段の整備 ⑤Jアラート等伝達手段の運用試験の実施
1-(6)	①自主防災活動の育成・強化 ②地域防災等避難訓練の実施 ④防災講座の充実 ④学校における防災教育の充実 ⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施
2-(1)	①共同備蓄物資の整備 ②民間事業者との物資調達協定の締結 ③自助による備蓄の推進 ④避難所への備蓄の推進 ⑤物流事業者との協定締結 ⑥物資輸送マニュアルの策定・運用
2-(2)	①孤立するおそれのある地区の回避対策 ②通信手段の確保 ③孤立予防対策(河川改修、土砂災害対策施設、道路施設の防災・老朽化対策) ④自家発電機など電力の確保 ⑤緊急物資の備蓄
2-(3)	①消防施設等の整備(消防施設の耐震化、非常用電源の確保) ②燃料の確保 ③消防団への加入促進 ④消防団員の技術力向上 ⑤受援計画の作成
2-(4)	①指定緊急避難場所、指定避難所の周知 ②福祉避難所の指定整備 ③防災機能の強化 ④避難所の環境整備 ⑤避難所以外の避難の支援 ⑥広域避難の取組み
2-(5)	①緊急時の医療救急体制の構築 ②医薬品等の確保体制の整備
2-(6)	①感染症予防対策 ②感染症まん延防止対策
3-(1)	①業務継続計画の更新 ②町庁舎(対策本部)の耐震性強化 ③災害時の執務環境の整備 ④停電時の電源確保
4-(1)	①幹線道路等の整備 ②道路施設の老朽化対策 ③道路の防災対策 ④鉄道設備の強化
4-(2)	①電力の確保、施設設備の強化 ②災害時における石油類燃料の確保
4-(3)	①水道施設の耐震化 ②水道施設の老朽化対策 ③業務継続計画の強化 ④消火栓の老朽化対策
4-(4)	①下水道施設の耐震化 ②下水道施設の老朽化対策 ③業務継続計画の強化 ④農業集落排水施設の老朽化対策 ⑤合併浄化槽への転換促進 ⑥し尿処理にかかる協力体制の構築
4-(5)	①停電時の信号機減灯対策
4-(6)	①電話施設、設備の強化 ②携帯電話設備等の維持
5-(1)	①企業等における業務継続体制の強化
5-(2)	②商業施設、誘致企業等における業務継続体制の強化
5-(3)	③農林業生産基盤の耐震化
6-(1)	①ため池ハザードマップの整備 ②農業用ため池の整備 ③河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策
6-(2)	①治山対策 ②農業・農村の多面的機能の確保 ③農地・農業水利施設の保全管理 ④森林整備
7-(1)	①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築と処理体制の整備
7-(2)	①災害対応に不可欠な建設業との連携 ②災害ボランティアセンターの設置・運営 ③災害ボランティアコーディネーターの育成
7-(3)	①活力ある地域づくり事業による支援 ②自主防災組織等共助組織の立ち上げ支援 ③消防団等への加入促進

想定するリスク

大規模自然災害全般